

◎新潟県告示第1449号

新潟県庁舎等管理業務入札参加資格審査規程（平成13年12月新潟県告示第2361号）の一部を次のように改正し、平成26年1月1日から実施する。

平成25年12月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（入札に参加することができる者）</p> <p>第2条 入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、この規程の定めるところにより資格審査を受け、参加資格が認められているものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上事業を営んでいる者（<u>審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。</u>）</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>（参加資格の取消し）</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 知事は、第1項の規定により参加資格を取り消した場合は、その旨を当該参加資格者であった者に通知する。</u></p>	<p>（入札に参加することができる者）</p> <p>第2条 入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、この規程の定めるところにより資格審査を受け、参加資格が認められているものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上事業を営んでいる者（<u>参加資格を有する者であって引き続き1年以上事業を営んでいたものから、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。</u>）</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>（参加資格の取消し）</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p>